

甲賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を国に準じて支給しようとするものです。

また、令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、関連する条例について、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 甲賀市職員の育児休業等に関する条例、甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう所要の改正を行います。

【第1条、第3条及び第4条関係】

- (2) 甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正

住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に月額3,000円の在宅勤務等手当を支給します。

【第2条関係】

- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

本改正による在宅勤務等手当については、非常時における10日を超える勤務を想定しており、現時点では改正の影響はありません。